



平成 24 年 2 月 3 日

各 位

東 京 都 港 区 港 南 三 丁 目 5 番 1 4 号
ヒ ビ ノ 株 式 会 社
代表取締役社長 日 比 野 晃 久
(コード番号：2469)
問い合わせ先： ヒビノ GMC 経営企画本部長
大 関 靖
電 話 番 号 ： 0 3 - 3 7 4 0 - 4 3 9 1

訴訟（反訴）の提起に関するお知らせ

当社は、株式会社ケー・アイ・エス（以下、「ケー・アイ・エス社」という。）に対して、平成 23 年 8 月 30 日付で売掛代金請求を東京地方裁判所に提起し、現在係争中ですが、ケー・アイ・エス社より当該請求に対する反訴が平成 24 年 1 月 31 日付で東京地方裁判所に提起されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当該訴訟（反訴）が提起されるに至った経緯

当社は、ケー・アイ・エス社と取引基本契約を締結し、契約に基づき製品を納入いたしましたが、売買代金の一部しか支払われないため、当事者間での解決を目指し協議を続けておりましたが合意を得られず、平成 23 年 8 月 30 日付で当該売掛残代金である 5 億 400 万円の一部として、1 億円の支払いを求める訴訟を東京地方裁判所に提起いたしました。

これに対し、今般、ケー・アイ・エス社から当社に対し、取引基本契約に定められた性能を有する製品を納入していないという債務不履行を理由に、総額 118,900,668 円の損害賠償を求める反訴が提起されました。

2. 当該訴訟（反訴）の提起があった裁判所及び年月日

- (1) 訴訟提起のあった裁判所 東京地方裁判所
- (2) 訴訟提起の日 平成 24 年 1 月 31 日

3. 訴訟（反訴）を提起した者

- (1) 名称 株式会社ケー・アイ・エス
- (2) 所在地 長野県佐久市茂田井 2 9 8 7 番地 8
- (3) 代表者 代表取締役 市川 渡

4. 当該訴訟（反訴）の内容及び損害賠償請求金額

- (1) 訴訟の内容 損害賠償請求
- (2) 請求金額 118,900,668 円（純資産に対する割合：2.92%）

5. 今後の見通し

当社は、ケー・アイ・エス社の主張には合理性がないものと認識しており、現時点において本訴訟（反訴）が当社連結業績に重大な影響を及ぼすものとは判断しておりません。当社の主張の正当性を立証し、全面的に争っていく方針であります。

なお、訴訟（反訴）の推移により開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以 上